徳島県告示第四十八号

港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定により、撫養港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 港湾施設の種類

水域施設 (小型船舶用泊地)

2

撫養地区第一小型船舶用泊地

3 位置

鳴門市撫養町小桑島字前組地先(次の図に示す部分に限る。

4 数量及び能力

延 長 二八 メー トル

5 供用開始年月日

令和五年二月十四日

港湾施設の種類 水域施設 (小型船舶用泊地)

<u>_</u>

2 名称

撫養地区第二小型船舶用泊地

3 位置

鳴門市撫養町斎田字大堤地先(次の図に示す部分に限る。

4 数量及び能力

延長 三六メー トル

供用開始年月日

5

令和五年二月十四日

センター 次の図」は、 に備え置いて縦覧に供する。 省略し、 その図面を徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービス